

参考配布

平成 27 年 3 月 6 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5744)

03(3502)5227 (夜 間)

有料職業紹介事業者に対する有料職業紹介事業停止命令

及び有料職業紹介業務改善命令

標記について、山梨労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、山梨労働局が配布した資料です。

山梨労働局 発表
平成27年3月6日(金)

担	山梨労働局職業安定部職業安定課
	職業安定課長 <small>おさだ</small> 長田 勉
当	需給調整指導官 <small>あおき</small> 青木隆広
	電話 055-225-2857
	FAX 055-225-2785

有料職業紹介事業者に対する有料職業紹介事業停止命令及び 有料職業紹介業務改善命令について

山梨労働局（局長：三浦 宏二）は、下記のとおり、職業安定法に基づいて厚生労働大臣から有料職業紹介事業許可を受けている有料職業紹介事業者に対して、本日、同法第32条の9第2項の規定に基づく**有料職業紹介事業停止命令**及び同法第48条の3の規定に基づく**有料職業紹介業務改善命令**を行った。

記

1 上記命令に係る有料職業紹介事業者について

事業主氏名 株式会社ディーユー・スタッフ

事業所名称 株式会社ディーユー・スタッフ

事業所所在地 山梨県甲府市朝日一丁目5番2号 天野朝日ビル2階

許可番号 19-ユ-300022

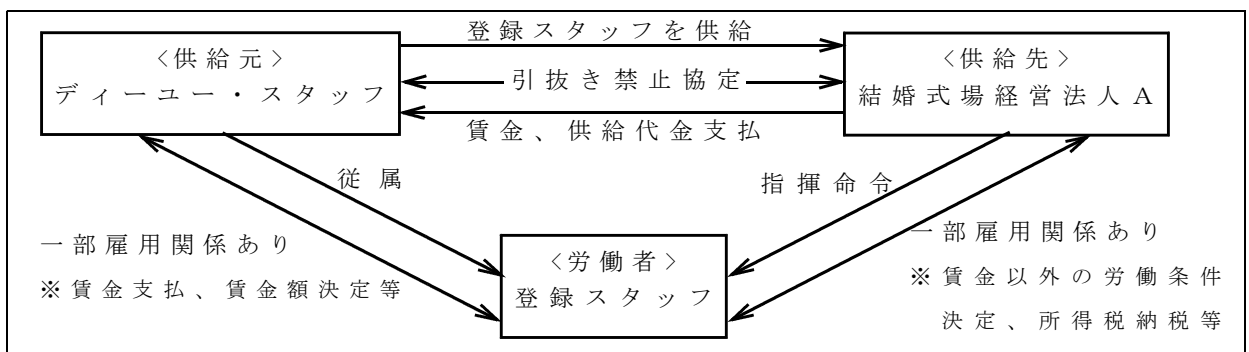
許可年月日 平成18年8月1日

2 上記命令を行った理由

株式会社ディーユー・スタッフが、平成23年4月16日から平成26年6月30日までの間、少なくとも2,231人日について、自らに従属する登録スタッフを、山梨県内の結婚式場を経営する法人Aにおいて、Aの指揮命令の下で配ぜん業務に従事させるため、Aに対し、労働者供給事業を行ったこと。

当該労働者供給事業は有料職業紹介と称して行われていたが、実態は下図のとおり、自らに登録スタッフを従属させつつも正式な労働契約は締結せず、また登録スタッフとAとの間にも正式な労働契約を締結させずに、Aに繰返し登録スタッフを供給していた。

職業安定法第44条及び第45条の規定により、労働者供給事業は、厚生労働大臣の許可を受けた労働組合等が無料で行う場合を除き、禁止されている。



3 職業安定法第32条の9第2項の規定に基づく有料職業紹介事業停止命令の内容

平成27年3月6日から平成27年4月5日までの間、有料職業紹介事業の停止を命じる。

4 職業安定法第48条の3の規定に基づく有料職業紹介業務改善命令の内容

- (1) 職業紹介として平成27年3月6日までの間に実施されたもの及び平成27年3月6日において今後実施されることになっているすべてを対象として、職業安定法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合は、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に速やかに是正すること。

なお、総点検では、特に職業安定法第44条違反について重点的に点検すること。

- (2) 前記2の事項に係る職業安定法違反について、その発生の経過及びその原因を明らかにした上で、再発防止のための措置を講ずること。
- (3) 職業安定法等労働に関する法律に違反することのないよう、確実な方法により法令等職業紹介制度の理解の徹底を図るとともに、自らが実施する職業紹介事業の全体における遵法体制の整備を図ること。

(※ 労働者供給事業の詳細は別添1を、関係条文は別添2を、それぞれ参照願います。)

労働者供給事業について

1 労働者供給の定義(職業安定法第4条第6号、労働者派遣法第2条第1号)

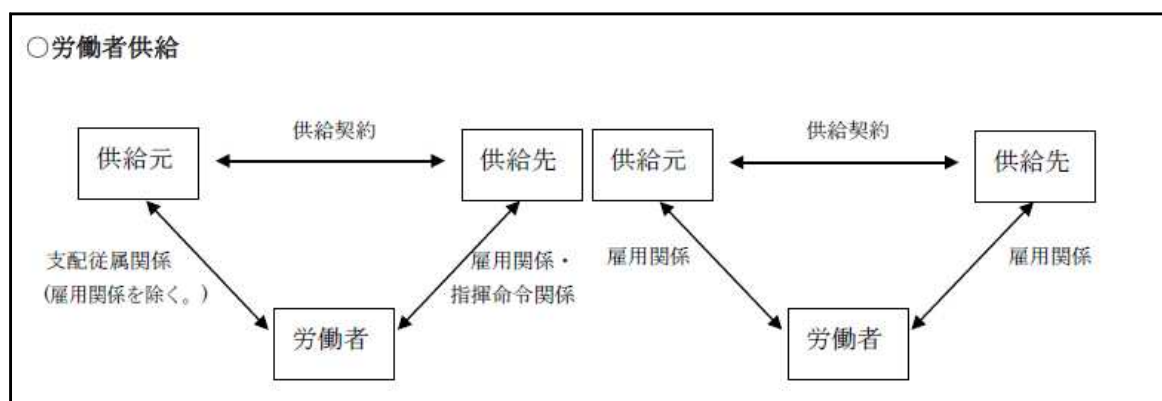
労働者供給とは、次の条件のいずれにも該当するものをいう。

- ① 労働者を他人に供給し、他人の指揮命令を受けて労働に従事させること。
- ② 労働者派遣法上の労働者派遣に該当しないこと。

なお、通常、労働者を指揮命令して労働に従事させることができるのは、労働契約を締結した使用者に限られる。労働契約を締結した労使関係は、使用従属関係と呼ばれる。

2 労働者供給の形態

労働者供給における供給元、供給先及び労働者の関係は、次のいずれかの形態になる。



※1 「供給契約」とは、契約(書)の名称ではなく、「労働者を供給する趣旨の契約」という意味。従って当事者が「請負契約」、「委託契約」等と呼んでいても、その実態が労働者を供給する契約であれば、契約書の有無に関わらず「供給契約」に該当する。

※2 左図の「支配従属関係」とは、暴行、脅迫、監禁、借金等、労働契約以外の理由で労働者を従属させている状態を指す。

※3 右図で、労働者と供給元及び供給先の「雇用関係」は、次のいずれかの状態を指す。

- ① 供給元が雇用する労働者を、供給先が雇用すると約束して供給するもの(労働者の自由意思に基づかず、労働契約の相手が供給元から供給先が変わる。)
- ② 労働契約により生じる様々な雇用関係(指揮命令、賃金支払、労働保険の適用等)が、供給元、供給先のそれぞれに、一部分ずつ発生しているもの。

3 労働者供給事業の原則禁止(職業安定法第44条及び第45条)

労働者供給事業は、強制労働、中間搾取、前借金相殺、強制貯金等、労働者の権利を侵害する違法行為の温床となるおそれがあると共に、賃金支払や職場の安全衛生管理等の義務を回避する口実となる可能性がある。そのため職業安定法では、労働組合等が厚

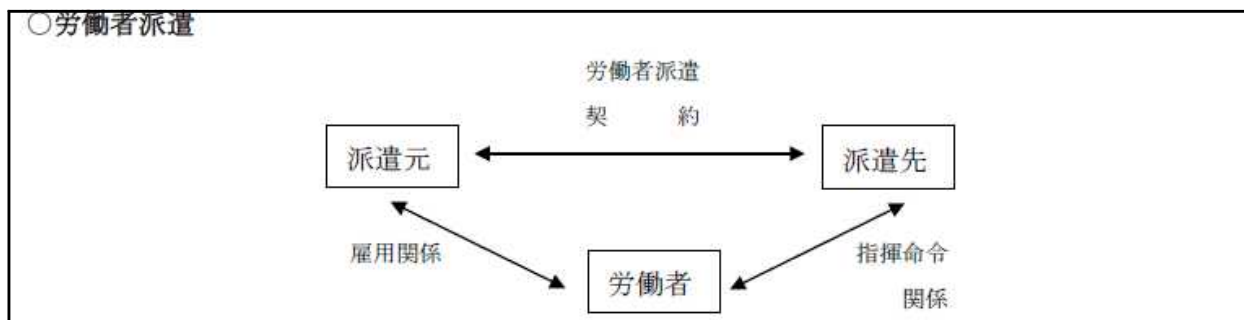
生労働大臣の許可を受けて無料で行う場合を除き、労働者供給事業を禁止している。

4 労働者派遣との比較

(1) 労働者派遣の定義（労働者派遣法第2条第1号）

自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること。但し、前述2①に該当するものは除かれる。

(2) 労働者派遣の特徴

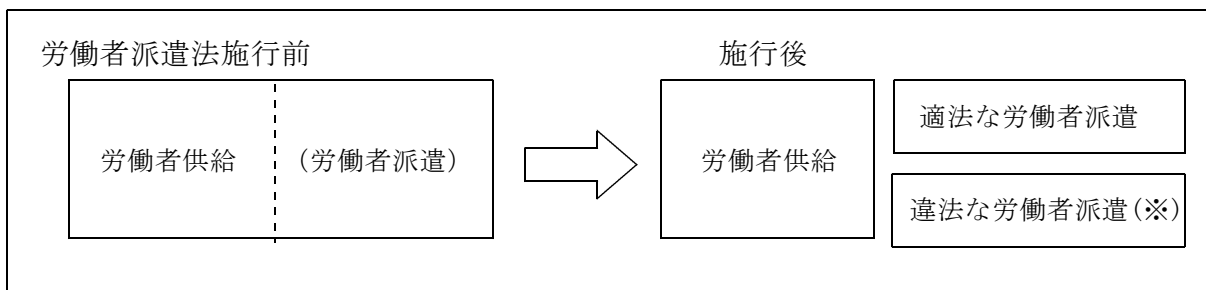


派遣労働者と労働契約を締結するのは派遣元のみ。派遣元は労働契約により生じた雇用関係のうち、指揮命令権のみを派遣先に委任し、派遣先は派遣労働者に指揮命令して自らの労働に従事させることができる。労働者供給と異なり労働者派遣は、指揮命令を除いた雇用関係を派遣元に一元化し、労働基準法等の労働者保護法の義務主体を明確化した。厚生労働大臣の許可を受ける、又は厚生労働大臣に届け出ることにより、適法な労働者派遣事業を行うことができる派遣元事業主として認められる。

(3) 労働者供給と労働者派遣の関係

労働者派遣とは昭和61年に施行された労働者派遣法により定義された制度で、同法施行以前は、労働者供給の一形態と捉えられていた。

これは、様々な形態がある労働者供給のうち、同法の定義に該当するものを労働者派遣と呼んで労働者供給から独立させ、同法が規定する要件を満たす場合に限り、適法な労働者派遣事業として認めるということである。同法の施行により、違法な労働者供給事業の例外として、適法な労働者派遣事業が存在することが可能となった。



※ 無許可無届労働者派遣(偽装請負)、適用除外業務(建設業務等の禁止業務)への労働者派遣等。

関係条文抜粋

(定義)

職業安定法第4条第6項

この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

(許可の取消し等)

職業安定法第32条の9第1項

厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第30条第1項の許可を取り消すことができる。

(第1号 省略)

第2号 この法律若しくは労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

第3号 第32条の5第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

職業安定法第32条の9第2項

厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第2号又は第3号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(労働者供給事業の禁止)

職業安定法第44条

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

(労働者供給事業の許可)

職業安定法第45条

労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

(改善命令)

職業安定法第48条の3

厚生労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者が、その業務に関しこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

職業安定法第60条

この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令の定めるところによつて、職業安定主管局長又は都道府県労働局長に委任することができる。

(用語の意義)

労働者派遣法第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号 労働者派遣

自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。